



金銭事情のおたすけ ～貸金業法改正後の落とし穴～

違法な取り立てや自己破産などが社会問題化し、貸金業法が改正され、平成22年6月18日完全施行されました。過払い請求も裁判で認められ、その結果、多重債務者に関する救済の手立てが広く世の中に知れ渡り、多重債務者のおたすけはもう安心とのムードが、教内にも漂っています。

しかし、ギャンブルや浪費からのみならず、生活に困っている人や会社の資金繰りに行き詰った人たちが、法律改正後、ますます巧妙化する手口に飲み込まれつつあります。

このシンポジウムで、この落とし穴の実態を知り、どうすれば落とし穴に陥らずにすむのか、また、落ちてしまった人をどのようにおたすけしていくのかを、法律の専門家やおたすけ人と共に考えてみませんか。

期 間：立教174年9月25日(日) 13:00～16:00 開場：12:30

会 場：おやさとやかた南右第2棟「陽気ホール」

内 容：・基調講演『貸金業法改正後の落とし穴』

羽成 守 氏 (弁護士・日帝分教会長)

・パネルディスカッション

【パネリスト】羽成 守 氏

川島 一郎 氏 (勢津分教会長)

他 1名

【司 会】杉岡 信宏 (ひのきしんスクール運営委員)

対 象：テーマに関心がある方

定 員：300名 (定員になり次第締め切り)

参 加：無料

下記の要領で、ひのきしんスクール事務局まで事前にお申し込み下さい

STEP1 申込事項

- ①シンポジウム名
- ②代表者名 (ふりがな)
- ③〒/住所
- ④電話番号
- ⑤申し込み人数

STEP2 申込方法

- E-mail
 - ホームページ
 - FAX
 - 郵便<はがき・封書>
- ※電話での申し込みはお断りしています。



◆お申し込みいただいた方には、開催月の中旬以降に「ご案内(開催日程・会場図など)」を郵送します。
※定員を超えた場合は、受講をお断りすることがありますので、予めご了承下さい。

ひのきしんスクール事務局 (布教部ひのきしん課内)

〒632-8501 天理市三島町271

TEL 0743-63-2314 (直通)

FAX 0743-63-7578 E-mail h-sc@tenrikyo.jp

ホームページはこちらから

ひのきしんスクール 検索

QRコード



携帯サイト